

八王子市立七国中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立七国中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
「しない させない 見逃さない」
 - ・いじめは重大な基本的人権の侵害である
 - ・未然防止・早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する
 - ・根本的な解決に向けて加害者が抱える問題にも取り組む
- 令和8年度の重点項目
 - ・望ましい人間関係の構築に向けた取り組みの推進

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 早期発見し教職員全体で情報共有すること
- 授業者が授業場所に「早く行って遅く帰る」を心掛け。生徒をしっかりと見守る。（休み時間等も、フロアに残り大人の目を絶やさないようにする。）
- 定期的なアンケート調査や二者面談の実施等による早期のいじめの実態把握および生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 9時45分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、各分掌主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断

いじめ対応の流れ

- ① いじめの把握・情報共有
- ② いじめの事実確認、調査
- ③ 対策委員会によりいじめの認知、対応の協議（家庭連絡）
- ④ 被害者、加害者双方に組織的な対応をする（家庭連絡）
- ⑤ 見守り、解消判断

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月 3日「本校のいじめ防止対策について」
- 4月 6日「配慮が必要な生徒の情報交換」
- 8月25日「重大事態の理解と対応」
「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・セーフティー教室・・・警察署（SNSの使い方など）
（4月20日（月））
- ・いじめ予防授業・・・弁護士による法的な観点、人権を傷つける行為として重大な問題であることを指導する
- ・道徳の授業
- ・学級活動

SOSの出し方に関する授業

- ・SCによる1年生の全員面談
- ・担任による全員2者面談
- ・道徳の授業
- ・年3回のいじめアンケート実施
- ・セーフティー教室

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月29日（月）
「いのちの日」 校長講話
「いのちの大切さについて」
学年ごとに命の大切さや尊さについて」共通のテーマを決め道徳の授業を行う。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・学校行事の充実
- 体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事
- 小中一貫教育・・・各部会にて具体的な手立て等の取り組み・研究
- 部活動の充実
- ボランティア活動・・・地域清掃・小中連携等

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。